

障害者雇用促進法の改正に対応した障害者雇用促進施策について

1. 障害者雇用促進法等の改正内容

(1) 中小企業における障害者雇用の促進

障害者雇用納付金制度の適用対象の範囲拡大

現 行	平成 22 年 7 月 1 日施行	平成 27 年 4 月 1 日施行
常用雇用労働者数 301 人以上の事業主	常用雇用労働者数 201 人 以上の事業主	常用雇用労働者数 101 人 以上の事業主

雇用率の算定の特例 (平成 21 年 4 月~)
・企業グループ算定特例や事業協同組合等算定特例の創設

(2) 短時間労働に対応した雇用率制度の見直し

短時間労働(週所定労働時間 20 時間以上 30 時間未満)が障害者雇用率制度へ追加
(平成 22 年 7 月~)

(3) その他

除外率の引き下げ (平成 22 年 7 月~)

2. 平成 20 年度国の補正予算により創設された助成金

障害者初回雇用奨励金(ファースト・ステップ奨励金)

<対象事業主>

障害者雇用の経験のない中小企業(雇用義務制度の対象となる 56 人~300 人規模)の事業主

<支給額> 1 人目の障害者を雇用する場合 100 万円支給

*「雇用情勢が改善するまで」の時限措置

< 障害者雇用状況 >

民間企業における雇用状況

(平成 20 年 6 月 1 日現在)

規模別	愛知県					全国	全国差
	企業数 社	未達成 企業数 社	未達成企業のうち0.5又は1人不足企業の割合 %	障害者数 人	実雇用率 %	実雇用率 %	
56~99人	1,795	1,040	100.0	1,678	1.28	1.42	0.14
100~299人	2,061	1,183	44.5	3,956	1.25	1.33	0.08
300~499人	376	218	23.9	1,848.5	1.41	1.54	0.13
500~999人	262	165	18.8	2,625	1.57	1.59	0.02
1000人以上	196	128	11.7	10,621.5	1.74	1.78	0.04
合計	4,690	2,734	60.9	20,729	1.53	1.59	0.06

* 達成企業割合は 41.7%

障害者不足数別の法定雇用率未達成企業数

区分	雇用率未達成企業の数	不足数(の内訳)			のうち雇用障害者数が0人である企業数
		0.5 又は 1 人	1.5 又は 2 人	2.5 人以上	
56 ~ 99 人	1,040	1,040			1,035
100 ~ 299 人	1,183	526	474	183	666
300 ~ 499 人	218	52	48	118	20
500 ~ 999 人	165	31	38	96	1
1,000 人以上	128	15	19	94	1
規模計	2,734	1,664	579	491	1,723

* 未達成企業(2,734)のうち、不足数が0.5又は1人である56~299人規模の企業(1,566)の割合は、57%

3. 平成 21 年度の県の主な取組み

障害者雇用取組意向調査事業（緊急雇用創出事業）

目的

企業側へ障害者雇用及び障害者雇用促進法の改正について普及啓発を行い理解を深めてもらう。

障害者雇用に関して潜在的な事業所を開拓することにより、障害者の雇用の場の拡大を図る。

企業側の取組意向に対応した障害者側からの働きかけを促すことにより、両者のマッチングを図る。

内容

県内の事業所に対して、法改正を含む障害者雇用に関する啓発資料を配布。

障害者の採用計画等（採用、職場見学、職場実習、トライアル雇用等）について調査を実施。

受入れ可能な事業所のデータベースを作成。

データベースを障害者施設、特別支援学校及び求人窓口であるハローワークへ情報提供。

調査方法

郵送による一斉調査(9月25日発送)

対象：9,300事業所(30人以上雇用している雇用保険適用事業所)

* 調査票送付の際、「障害者雇用に関する啓発資料」を同封

訪問による聴き取り調査

郵送調査で回収したもののうち、約 600 事業所

現況報告

郵送による一斉調査の回収事業所数(10月20日期限)

3,681事業所(10月22日現在)

受託法人

愛知玉野情報システム株式会社

受託条件：障害者雇用率 1.8%達成(平成 21 年 6 月 1 日現在)

新規雇用者 13 人のうち、2 人以上を障害者

4. 平成 22 年度の県の取組の方向性

(1) 事業の必要性

障害者雇用促進法の改正に伴い、平成 22 年 7 月から、業種別により定められている除外率が強化されたり、納付金制度の適用が 201 人以上の事業主に拡大されることとなっており、事業主等に対して、十分な説明を行い、理解を得ながら、納付金制度の円滑な実施に向けて進めていく必要がある。

障害者雇用率を引き上げるためにも、時限措置として創設された「障害者初回雇用(ファースト・ステップ)奨励金」等を活用し、300 人以下事業所における 1 人不足の雇用率未達成企業の障害者雇用促進を進めていく必要がある。

(2) 検討事業例

< 緊急雇用創出事業基金を活用 >

ア 障害者多数雇用事業所の見学及び法改正の周知・啓発

障害者を 1 人も雇用していない、あるいは障害者雇用の実績の少ない中小企業事業主等を対象に、障害者雇用企業の現場見学及び雇用企業との意見交換の機会を提供する。

イ 障害者雇用アドバイス

障害者雇用アドバイザーを事業所見学参加企業に派遣し、障害者雇用管理上のアドバイス、助成制度の周知・申請書類作成の支援を行う。

< 概念図 >

